

## 第 18 回から第 19 回までの再生会議結果

平成 19 年 8 月 1 日

第 18 回 会 議	【平成 19 年 3 月 23 日（金）・習志野文化ホールサンペデックホール】		
	<b>1 第 16 回から第 17 回再生会議の結果について</b>		
	第 16 回から第 17 回までの再生会議結果について、資料に基づき確認した。		
	<b>2 平成 19 年度千葉県三番瀬再生実施計画（案）について</b>		
	前回の会議に引き続き、「平成 19 年度千葉県三番瀬再生実施計画（案）」について審議が行われた。		
	実施計画（案）本文についての修正意見、再生事業の実施上留意すべき意見、基本計画・事業計画において議論すべき意見などそれぞれの提案委員から、提案理由の説明があり、意見交換を行った。		
	実施計画（案）の本文についての修正意見は、以下のとおり。		
	節名・事業名 実施計画（案）該当頁	実施計画（案）該当部分	再生会議としての意見
	1 干潟・浅海域 1 干潟的環境（干出域等）形成の検討・試験 2 淡水導入の検討・試験（1 頁）	そこで、三番瀬の多様な環境再生の試みとして干潟的環境（干出域等）形成の試験及び淡水導入の試験の実施に向けた試験計画の検討を進めます。	「干潟的環境の保全」という言葉を該当部分のいずれかに追加する。
	3 漁業 1 豊かな漁場への改善方法の検討（4 頁）	また、その結果をもとに、漁業者から強く要望されている潮の流れの改善等、漁場再生の具体化に向けた検討を行います。	「また、その結果から得られた科学的知見をもとに、漁業者から・・・」と加筆する。
	4 水・底質環境 3 産業排水対策（10 頁）	そこで、段階的に汚濁負荷量を削減するとともに、事業場検査等により規制基準の遵守状況を把握し、必要に応じて排水処理施設の改善、設置等の指導を行います。	排水量の多い事業場について異常な負荷の発生を感知し、緊急に対応できる仕組みを検討し、監視を徹底していく旨、加筆する。
	5 海と陸との連続性・護岸 1 市川市塩浜護岸改修事業（13 頁）	・順応的管理 モニタリング調査の結果等を基に、護岸構造を評価・検討し、より良い工夫を施していきます。	モニタリング調査の後ろに「自然環境調査」について加筆する。
	9 維持・管理 2 三番瀬パスポート制度（仮称）（18 頁）	そこで、地域通貨と千産千消を組み合わせさせた三番瀬パスポート制度（仮称）の仕組みづくりについて、類似事例の収集・分析を行うとともに、漁業者等関係者へのヒアリングなどを行います。	「漁業者等関係者」を「地域住民、漁業者、NPO など」に修正する。

<p>10 三番瀬の再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進</p> <p>1 三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定(20頁)</p>	<p>三番瀬の再生・保全には長期的な取組が必要であり、この取組を支えるために、三番瀬の再生・保全・利用等の枠組みを明確にする条例の制定に向けて、既存法令との関係の調整等に取り組みます。</p>	<p>条例の制定に向けて、「条例案を検討し」と加筆する。</p> <p>また、箇条書きの事業内容に「条例案の検討」を挿入する。</p>
<p>12 東京湾の再生につながる広域的な取組</p> <p>1 国、関係自治体等との連携による広域的な取組(25頁)</p>	<p>5 上記の取組に加え、各種シンポジウムなどにおいて、三番瀬の再生の取組を情報発信するとともに、国内他事例との意見交換や交流、河川上流との交流の強化等、広域的な連携を図るための広汎な取組を検討します。</p>	<p>「各種シンポジウム」の前に「三番瀬国際フォーラム」を加筆する。</p> <p>また、文末は「検討します」を「進めます」に修正する。</p>

その他主な意見は以下のとおり。

- ・再生事業の実施に当たっては、「景観の形成、湿地の再生及び環境学習の場づくりの検討において、県が広域的な調整を図る」ことを留意事項とする。

- ・本日の質疑応答を議事録に残し、今後、県が再生事業を進める際の留意事項とする。

#### 会長まとめ

意見書については、会長及び副会長で文案を作成し、各委員に御確認いただいた後、県に提出することとする。

### 3 平成19年度三番瀬再生会議の開催日程(案)について

県から資料に基づき説明があった。

### 4 報告事項について

「三番瀬再生計画(事業計画)の確定について」及び「三番瀬において調査等を行う場合に必要な手続きについて」県から報告があった。

### 5 その他

平成19年度の再生会議の日程については、後日各委員に日程を伺った後に決定する旨、事務局から報告があった。

<p>第 19 回 会 議</p>	<p>【平成19年6月8日(金)・浦安市民プラザWave101】</p> <p><b>1 第17回から第18回再生会議の結果について</b>  第17回から第18回までの再生会議結果について、資料に基づき確認した。</p> <p><b>2 平成18年度三番瀬再生事業の実施結果の概要について</b>  資料2により事務局から三番瀬再生事業の結果・成果のポイントについて説明があった。</p> <p><b>3 主要な再生事業に関する平成18年度実施結果及び平成19年度の実施方法について</b>  資料3-1～4により、主要な4つの事業(三番瀬再生実現化検討(推進)事業、行徳湿地再整備、三番瀬自然環境調査、市川海岸塩浜地区護岸改修事業)について事務局から説明があった。その後、議題2と併せて質疑応答及び意見交換が行われた。  主な意見等は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三番瀬再生事業の実施に当たっては、年数を重ねて地道に情報収集していく必要があるため、再生会議の委員などの参加による公開の勉強会を月1回でも実施するなど検討していただきたい。</li> <li>・三番瀬自然環境調査(資料3-3)について、底生生物の平均個体数・平均湿重量を見ると危機的な状況といえるのではないかと。また、県が平成6年に策定した「行徳内陸性湿地再整備計画」では、暗渠水路を開削して拡張することになっていたと思うが、その点についてはどのような状況となっているのか。</li> <li>・【県の回答】底生生物調査結果における平均個体数は2002年度の調査と比較して大きな変化はない。平均湿重量は資料のグラフ上は大きく下がっているように見えるが、過去の調査での最高・指定の変動範囲内に収まっている。  暗渠水路の開渠化については、あまりにも事業費が過大すぎるため、県の財政状況から見ても困難であることから検討はなされなかった。</li> <li>・暗渠水路の開渠化についての問題は、湾岸道路と京葉線という2つの大きな構造物の下を通すことは工法的に不可能に近いほど困難であることから、やむなく検討から外す旨、円卓会議の時に既に県から説明を受けている。</li> <li>・19年度の三番瀬再生実現化推進事業の進め方については、関心の高い点なので、一刻も早く公開による検討をお願いしたい。</li> <li>・行徳湿地再整備や市川海岸塩浜地区護岸改修事業など事業が並行し</li> </ul>
-----------------------------------	---

て進んでいるので、県三番瀬再生推進室において総合的な把握・調整をしていく必要がある。

#### 4 自然再生（湿地再生）関係について

資料3 - 5により事務局から説明があった。その後、意見交換が行われた。

主な意見等は次のとおり。

- ・方向が決まってから再生会議への報告という形は、納得いくものでなく心外である。途中経過の説明を行うべきであった。
- ・三番瀬環境学習施設等検討委員会においても、環境学習施設について、公園等三番瀬に隣接する公共用地の活用方法も含めて早めの対応をお願いしている。これだけの面積では環境学習施設としても不十分ではないか。
- ・県には、浦安市における自然再生（湿地再生）のためにコーディネートをしっかりしていただき、イニシアティブを取ってできることがあれば少しでもやっていただきたい。
- ・企業庁所有の高校用地を海側の一般住宅地と交換できないか。
- ・企業庁の持っている緑地は、公共用の緑地であることから一体的に運用すれば両方にとって良い使い方ができるのではないか。
- ・浦安市民の多くは、三番瀬よりも教育などに予算を回してほしいという意見であり、再生会議の中で議論していると三番瀬も非常に大きな問題に見えるが、地域住民・市民感情からすると、今回、市が設置することとした三番瀬干潟観察舎（環境学習施設）の規模（内容）で精一杯のところではないか。
- ・浦安市としては、非常に地価が上がっている状況下において、三番瀬干潟観察舎用地2,000㎡の取得は、市としてできるぎりぎりの範囲であり、精一杯であることを御理解いただきたい。高校用地の交換については、他市の高校に行く中学生が非常に多く、市民の立場としては承知できないことと考える。
- ・【県の回答】県としては、これまで未確定の部分もあったため、検討経緯を報告しかねたが、その点は申し訳なく思っている。企業庁の所有地を廉価で活用・処分することは、企業庁が県と独立した組織として経営面を厳しく問われていることから難しい。県としても大規模な湿地については無理だとしても、これまでの議論の趣旨に若干でも合った形となるよう、土地所有者や浦安市と協議してまいりたい。

会長まとめ（議題 2 ～ 4）

- ・ 19年度三番瀬再生実現化推進事業（資料 3 - 1）については、早急に委員会を設置するなどプロセスも含めできる限り公開により、調査計画の策定等の検討をする必要がある。
- ・ 行徳湿地再整備（資料 3 - 2）については、暗渠水路の開渠化に関する検討の経緯等を整理して議事録に付加したものを各委員に配布するとともに、次回、引き続き検討することとする。
- ・ 三番瀬自然環境調査（資料 3 - 3）については、18年度調査結果に基づく三番瀬全体の評価を、また、市川海岸塩浜地区護岸改修事業（資料 3 - 4）については、20年度の実施計画作成に向けたモニタリング手法を三番瀬評価委員会に願います。
- ・ 浦安市日の出地区の自然再生（湿地再生）については、本日の意見を集約して、浦安市における土地利用計画の市民との協議状況などを踏まえて整理し、次回、引き続き検討することとする。

## 5 報告事項について

資料 4 - 1 ～ 3 により、平成 18 年度三番瀬環境学習施設等検討委員会、三番瀬自然環境データベース構築事業、三番瀬漁場再生検討委員会の検討状況について、それぞれ事務局から報告があった。

## 6 その他

- ・ 資料 5 - 1 ～ 3 により、三番瀬再生支援事業補助金応募要領、三番瀬に係る平成 18 年度自然環境保全基礎調査の結果、三番瀬において実施予定の事業（市川航路・泊地の維持浚渫工事）について、また、資料以外に、三番瀬再生国際フォーラム、三番瀬漁業補償問題、次回三番瀬再生会議日程（9月11日（火）18時から、浦安市民プラザWave 101にて）について、それぞれ事務局から報告があった。
- ・ なお、議論不足等のため、9月11日（火）よりも早い時期にもう1回会議を開催する必要がある旨意見があったため、開催するかどうかについて会長・副会長が預かり、検討することとした。